

農業所得のための収支計算のしおり

お問合せ 鳥取市役所市民税課 0857-30-8147

このしおりは、農業所得について簡単な収支計算ができるように説明したものです。市県民税の申告で農業所得を申告する方は、事前に同封の収支内訳書（農業所得用）を作成した上で、内訳書の作成に使用した資料も併せてお持ちください。申告が終わったら、作成した収支内訳書等は各自で保管し、翌年の申告に備えてください。

収入金額
農業で得た総収入

必要経費
農業にかかった費用

= 農業所得

これが農業の収支計算の基本になります。

1年間（1月1日から12月31日までの間）の収入金額と必要経費を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

収支内訳書作成までのポイントをしっかりおさえておきましょう。

1 計算に必要な資料の準備

農業による収入とそれを得るために要した必要経費に関する書類を、まずは保存しておく必要があります。後の収支内訳書作成までの手順を念頭に、日ごろから書類の整理を心がけてください。

なお、これらの書類は5年間（帳簿は7年間）の保存が義務付けられていますので申告後も大切に保管してください。

収入金額	その他
<ul style="list-style-type: none"> 出荷伝票、納品書、請求書、領収書 補助金交付決定通知書 など 	JAの営農総合口座の受払照合票、取引集計表など収入や経費のわかる書類 など
必要経費	
<ul style="list-style-type: none"> 領収書、請求書、証明書 固定資産税の納税通知書、課税明細書 前年の農業収支内訳書 前年の減価償却資産の内訳書 など 	

2 収入・必要経費の各項目の仕分け

◎収入金額となるもの

項目	項番	具体的な計算方法等
販売金額	①	農産物の種類ごとに1年間の販売金額を合計します。
家事消費 事業消費金額	②	自家用（贈答用を含みます。）及び事業用（雇人費の現物支給などに消費した数量に、収穫したときの生産者販売価額を乗じて計算します。
雑収入の内訳	③	補助金、作業受託収入、受取共済金、出荷奨励金などについてそれぞれの区分ごとに計算します。

◎一般的な必要経費

項目	項番	具体的な内容
雇人費	⑧	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料	⑨	農地の借料、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料など
減価償却費	⑩	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
貸倒金	⑪	売掛金などの貸倒損失
利子割引料	⑫	農業にかかる借入金の支払利息 ※元金の返済額は必要経費になりません。
租税公課	イ	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費、実行組合費など ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険料、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。また、住宅用の固定資産税や農業用以外の車両の自動車税などは必要経費になりません。
種苗費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用 ※自給分は収穫した時の価額によって記入します。
素畜費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	ニ	肥料の購入費用
飼料費	ホ	飼料の購入費用
農具費	ヘ	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農業衛生費	ト	農薬の購入費用や共同防除費など
諸材料費	チ	ビニール、むしろ、なわ、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具、農用自動車、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など ※金額等により減価償却の対象となる場合があります。
動力光熱費	ヌ	農業に要した電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費 ※家事に使った分やレジャーでドライブに使った分などは含まれません。
作業用衣料費	ル	作業衣、長靴、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	ヲ	水稲、農業用車両などに係る共済掛金 ※生命保険などは必要経費になりません。
荷造運賃手数料	ワ	出荷時の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土地改良費	カ	土地改良事業の受益者負担金など
雑費	ツ	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費（農業の専門誌、事務用品代など）

※収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）は7年間、その他関係書類は5年間保存する必要があります。

3 帳簿の整理（記帳）

帳簿の様式や種類については、個々の取引の実態に応じて作成することが必要です。記帳は、所得の金額が正確に計算できるように「整然と、かつ、明瞭に」記録しなければなりません。

年月日	摘要	収入			経費			経費（その他の経費）		
		① 販売金額	② 家事消費	③ 雑収入等	⑧ 雇人費	⑨ 小作料・賃借料	イ 租税公課	カ 土地改良費	雑費	

4 月別総括集計表の作成

月末には、帳簿に記載した内容と納品書や請求書、領収書などの原始記録とを照合して、記載誤りや記入漏れがないかを確認の上、各項目ごとにその月の合計と年初からその月までの累計を計算しましょう。家事上の経費の減算等の処理は年末にまとめて行い、決算することになります。

項目	1月	～	12月	加算・減算	決算額	収支内訳書 該当番号
収入金額	① 水稲					①
	① 野菜					①
	① 果樹					①
	② 家事消費・事業消費					②
③ 雑収入						③
④ 小計(①+②+③)						④
経費 その他の経費	⑧ 雇人費					⑧
	⑨ 小作料・賃借料					⑨
	⑪ 貸倒金					⑪
	⑫ 利子割引料					⑫
	イ 租税公課					イ
	ロ 種苗費					ロ
	ハ 素畜費					ハ
	ニ 肥料費					ニ
	ホ 飼料費					ホ
	ヘ 農具費					ヘ
	ト 農業衛生費					ト
	チ 諸材料費					チ
	リ 修繕費					リ
ヌ 動力光熱費					ヌ	
ル 作業用衣料費					ル	
ヲ 農業共済掛金					ヲ	
ワ 荷造運賃手数料					ワ	
カ 土地改良費					カ	
ツ 雑費					ツ	
⑬ 小計(イ～ツまでの計)						⑬

5 収支内訳書の作成

月別総括集計表から該当金額を転記すれば収支内訳書の完成です。収入金額、必要経費、所得金額を市民税・県民税申告書に書き写します。※減価償却費の計算は、このしおりの裏面を参考にしてください。

科目	金額(円)	科目	金額(円)
販売金額 ①		修繕費 リ	
家事消費金額 ②		動力光熱費 ヌ	
雑収入 ③		作業用衣料費 ル	
小計 (①+②+③) ④		農業共済掛金 ヲ	
農産物の期首 ⑤		荷造運賃手数料 ワ	
農産物の期末 ⑥		土地改良費 カ	
計 (④-⑤+⑥) ⑦		ヨ	
雇人費 ⑧		タ	
小作料・賃借料 ⑨		レ	
減価償却費 ⑩		ソ	
貸倒金 ⑪		雑費 ツ	
利子割引料 ⑫		農産物以外の期首 ⑬	
租税公課 イ		農産物以外の期末 ⑭	
種苗費 ロ		経費から差し引く果樹牛馬等の育成費小計 (イ～ネまでの計-ネ-ラ) ⑮	
素畜費 ハ		経費 (⑧～⑫までの計+⑬) ⑯	
肥料費 ニ		専従者控除前の所得金額 (⑦-⑯) ⑰	
飼料費 ホ		所得金額 (⑰-⑱) ⑲	
農具費 ヘ		⑲のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	
農業衛生費 ト			
諸材料費 チ			

減価償却費の計算方法について（特に税務署に届出していない場合、償却方法は定額法(旧定額法)になります。）

減価償却費の計算は、取得時期や償却状況により以下のとおり異なります。

資産の取得日	償却方法 (償却率表)	耐用年数	
		H20年分申告まで	H21年分申告から
平成19年3月31日まで	旧定額法 (耐用年数省別表七)	旧耐用年数	新耐用年数
平成19年4月1日から 平成20年12月31日まで	定額法 (耐用年数省別表八)	旧耐用年数	新耐用年数
平成21年1月1日以降	定額法 (耐用年数省別表八)		新耐用年数

- ◎旧定額法
取得価額の5%である残存価額に到達するまでは「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算します。残存価額の到達年は、「(前年の未償却残高 - 取得価額の5%) \times ニ」で計算します。最後の5年間は、「{(残存価額 - 1円) \div 5年} \times ニ」で計算します【均等償却】。
- ◎定額法
未償却残高が1円になるまで「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算します。

※中古品を取得した場合の耐用年数は、原則として合理的に見積もった耐用年数が適用されます。見積もりが困難な場合は簡便法による耐用年数が認められます。詳しくは市民税課までお尋ねください。

◎収支内訳書（農業所得用）2ページ 「○減価償却費の計算」の記載例

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
																減価償却資産等の名称等 (繰延資産を含む)
H19.3 までの取得	(例1)		年月	円	円											
	ビニールハウス(金属製・構築物非該当)	1	H19.2	180,000	9,000	-	-	-	12/12	1,799	-	1,799	100	1,799	1	均等償却
H19.4 以降の取得			年月	円	円											
	コンクリート水路	1	H17.10	1,600,000	1,440,000	旧定額	17	0.058	12/12	83,520	-	83,520	100	83,520	159,280	
	(例2)		年月	円	円											
	ダンプ式貨物自動車	1	H30.4	1,800,000	1,800,000	定額	4	0.250	3/12	112,499	-	112,499	70	78,749	1	
			年月	円	円											
耕運機	1	R1.6	200,000	200,000	定額	7	0.143	12/12	28,600	-	28,600	100	28,600	97,516		
(例3)			年月	円	円											
自脱型コンバイン	1	R4.8	5,000,000	5,000,000	定額	7	0.143	5/12	297,917	-	297,917	100	297,917	4,702,083		
計									524,335	-	524,335		490,585	4,958,881		

- 減価償却資産の名称を記入してください。
- 取得年月を記入してください。
- 取得価額を記入してください。
- 取得価額そのままの金額を記入してください。【注1】
- 通常、「定額」と記入してください。(H19.3までの取得分は旧定額)【注2】
- 機械、設備ごとに決まっています。【注2】
- 取得時期により償却率表が異なります。【注2】
- 償却期間の月数を記入してください。【注3】
- 「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算し記入してください。【注4】
- 該当あれば記入してください。
- 「 $\text{ホ} + \text{ヘ}$ 」で計算し記入してください。
- 事業で使用する割合を記入してください。
- 「 $\text{ト} \times \text{チ}$ 」で計算し記入してください。この欄の合計が本年分の減価償却費です。
- 「前年末の未償却残高 - ①欄」で計算し記入してください。この金額は、来年以降の減価償却の計算に必要になります。
- 「中古」「中途譲渡」「特例適用」「均等償却」等々該当あれば記入してください。

この数字が令和4年分の減価償却費です。収支内訳書1ページの⑩欄に転記します。

【注1】平成19年3月までの取得資産(生物を除く。)は「取得価額 \times 90%」の金額を記入します。均等償却のときは「取得価額 \times 5%」の金額を記入します。
 【注2】均等償却のときは⑤欄、⑥欄、⑦欄の記入は不要です。 【注3】取得の初年に注意。月の中途でも1月に算入します。
 【注4】旧定額法での均等償却の場合と、定額法で償却の場合の最終年は以下の計算例をご確認ください。

◎減価償却の年次別計算例

(例1)ビニールハウス 金属製・構築物非該当(平成19年2月に180万円で取得、耐用年数:改正前・改正後ともに10年)を旧定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
H19	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 11 / 12$	= 14,850	165,150
H20	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	148,950
H21	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	132,750
H22	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	116,550
H23	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	100,350
H24	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	84,150
H25	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	67,950
H26	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	51,750

旧定額法では取得価額に0.9を乗じます。

H21申告分から新しい耐用年数による償却率を用います。また、平成19年3月31日以前取得資産のため、旧定額法の償却率で計算します。

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
H27	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	35,550
H28	$180,000 \times 0.9$	$\times 0.1 \times 12 / 12$	= 16,200	19,350
H29	$\{19,350 - (180,000 \times 5\%)\}$	$\times 12 / 12$	= 10,350	9,000
H30		$\times 12 / 12$	= 1,800	7,200
R1		$\times 12 / 12$	= 1,800	5,400
R2		$\times 12 / 12$	= 1,800	3,600
R3		$\times 12 / 12$	= 1,800	1,800
R4		$\times 12 / 12$	= 1,799	1

【均等償却】
 $\{(9,000 - 1円) \div 5年\}$

H29は未償却残高が取得価額の5%になるまで償却することができます。

5%に到達後は翌年以降5年間均等額を償却します。

1円は残ります。

(例2)ダンプ式貨物自動車(平成30年4月に180万円で取得、耐用年数4年)を定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	必要経費算入額	未償却残高
H30	$1,800,000 \times 0.25$	$\times 9 / 12$	= 337,500	236,250	1,462,500
R1	$1,800,000 \times 0.25$	$\times 12 / 12$	= 450,000	315,000	1,012,500
R2	$1,800,000 \times 0.25$	$\times 12 / 12$	= 450,000	315,000	562,500
R3	$1,800,000 \times 0.25$	$\times 12 / 12$	= 450,000	315,000	112,500
R4	残存価額1円まで償却		= 112,499	78,749	1

減価償却費 \times 事業専用割合70%

この例では、事業専用割合が70%であるため、毎年の減価償却費に事業専用割合を乗じた金額が、その年の必要経費に算入する額となります。なお、この場合でも、未償却残高は、毎年の減価償却費を減じて計算することになります。

(例3)自脱型コンバイン(令和4年8月に500万円で取得、耐用年数7年)を定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
R4	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 5 / 12$	= 297,917	4,702,083
R5	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	3,987,083
R6	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	3,272,083
R7	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	2,557,083
R8	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	1,842,083
R9	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	1,127,083
R10	$5,000,000 \times 0.143$	$\times 12 / 12$	= 715,000	412,083
R11	残存価額1円まで償却		= 412,082	1

平成19年4月1日以降取得資産のため、定額法の償却率で計算します。

平成19年4月1日以降取得資産は未償却残高が1円になるまで償却します。均等償却の期間はありません。

○今後新たに購入する償却資産は、例3と同様の計算経過となります。
 ○取得年月、取得価額、耐用年数、償却率と前年の未償却残高を確認するには、前年の「減価償却資産の計算」が必要になりますので大切に保管しておいてください。
 なお、新規に購入する主な償却資産の耐用年数(償却率)は以下のとおりです。
 トラクター、田植機などの農機具...7年(0.143)
 軽トラック...4年(0.250)
 ビニールハウス(金属製・構築物)...14年(0.072)
 木造倉庫...15年(0.067)
 仮設簡易建物...7年(0.143) など

農業用資産に係る固定資産税と軽自動車税は「租税公課」項目で必要経費として申告することが可能です！

- 固定資産税(償却資産)の申告について
会社や個人の方が、その事業のために用いている設備等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。農業用資産もこれに該当するため、地方税法第383条の規定により毎年1月1日に所有している償却資産を1月31日までに資産所在地の市町村長に申告する必要があります。対象となるものは、原則10万円以上の機械・備品などになります。例：ビニールハウス・ネット・トラクタや耕運機などの農耕作業車(軽自動車税(種別割)の対象となるものを除く。)等
詳しい内容に関する問い合わせはこちらまでお願いします。【問合せ先】固定資産税課 償却資産係 0857-30-8156
- 軽自動車税(種別割)の申告について
小型特殊自動車に該当する乗用装置のある農耕トラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税(種別割)が定置場(駐車場)所在の市町村で課税されます。登録手続きに関する問い合わせはこちらまでお願いします。【問合せ先】市民税課 軽自動車税 0857-30-8144